

平成28年9月1日

学生各位

無人航空機（ドローン）の飛行等の禁止

無人航空機（ドローン）の離着陸及び飛行について、横浜国立大学常盤台地区においては、『航空法における人口集中地区』であるため、原則として禁止されています。

なお、学外においても、航空法により右記のとおり規定されていますので、**違反した場合は罰せられます。**

※横浜市をはじめ大都市圏では、ほとんどが飛行禁止区域となっています。

副学長（教育担当）

無人航空機に係る改正航空法等の概要

無人航空機の定義

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもの（ドローン、ラジコン機等）のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満のものを除く）

無人航空機の飛行ルール

(1) 無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域

以下の空域においては、国土交通大臣の許可^{*}を受けなければ、無人航空機を飛行させるはならない。

※安全確保措置をとる場合、飛行を許可

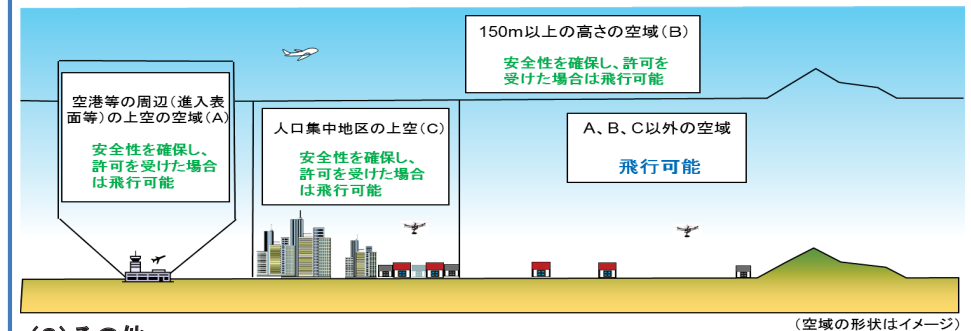
- ① 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域
 - 空港等周辺に設定された進入表面等の上空の空域【下図A】
 - 地表又は水面から150m以上の高さの空域【下図B】
- ② 人又は家屋の密集している地域の上空
 - 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区（国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）の上空【下図C】

(2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合^{*}を除いて、以下の方法により飛行させなければならない。

※安全確保措置をとる場合、より柔軟な飛行を承認

- 日中において飛行させること
- 無人航空機及びその周囲を目視により常時監視すること
- 人又は物件との間に30mの距離を保って飛行させること
- 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で飛行させないこと
- 火薬類、高圧ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送しないこと
- 機体から物件を投下しないこと



(3) その他

- 事故や災害時の国・地方公共団体等による捜索・救助のための飛行の場合は、(1)(2)を適用除外とする。
- (1)(2)に違反した場合には、50万円以下の罰金を科す。